

＜対策のポイント＞

本年の梅雨前線豪雨、台風15号、19号等により被災した山地の緊急的な復旧整備を実施します。また、これらの災害の教訓から、事前防災・減災のため、治山対策として重要インフラ周辺や氾濫河川上流域における復旧・予防、海岸防災林の整備を推進します。

＜政策目標＞

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約56.2千集落〔平成30年度〕→約58.6千集落〔令和5年度〕）

＜事業の内容＞

1. 被災した山地の緊急的な復旧整備

梅雨前線豪雨や台風等により、被災した山地の緊急的な復旧整備を実施します。

2. 台風等の被害を踏まえた防災・減災対策

① 重要インフラ緊急治山対策

集落等の孤立化や大規模停電発生リスク低減に向けて、道路や送配電線等の重要インフラを山地災害から保全するための復旧・予防対策を実施します。

② 氾濫河川上流域における緊急治山対策

近年に氾濫が発生した河川の上流域において、山腹崩壊に伴い発生する土砂や流木の河川への流入を防止するため、荒廃山地や荒廃危険山地の復旧・予防対策を実施します。

③ 海岸防災林緊急対策

台風による高潮等の被害が想定される地域において、植栽や防潮工の整備などの海岸防災林の整備を実施します。

※上記①～③を効果的・効率的に実施するため、必要に応じて航空レーザ計測による調査や山地災害予測システムの導入を実施。

＜事業の流れ＞



※国有林や、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等については、国による直轄事業を実施

＜事業イメージ＞

○被災した山地の緊急的な復旧整備

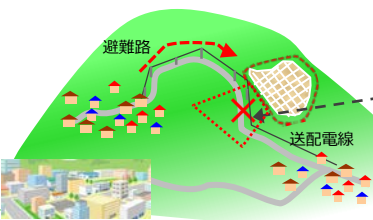


台風等により発生した山腹崩壊



治山施設の設置による緊急的な復旧整備

○重要インフラ緊急治山対策



山地災害により道路や送配電線等が寸断する恐れ



治山施設の設置による重要インフラの保全

○氾濫河川上流域における緊急治山対策



河川への土砂の流入



河川への流木の流入



治山施設の設置による土砂・流木の河川への流入の防止